

現代フランス社会における若者と雇用

Les jeunes et l'emploi dans la société française contemporaine

エミリオ・ギヨネ Emilie Guyonnet

注：【 】は第一草稿記述文。下線は本人の強調部分 訳：石塚 秀雄

はじめに

まずはじめに、私は2つの重要な点に触れたい。第1は、フランス政府は、今日、若者の失業問題の爆発を恐れていること。若者の失業は予想の2倍になっているし、とりわけ若者自身が爆発しているのである。すでに2005年に大都市近郊で暴動が起きている。2006年にはCPE（初回雇用契約法）に対する反対運動が起きている。また現在金融危機が若者失業問題をさらに深刻化している。

第2は、若者問題をどうしたらよいかという方法の問題である。このために2009年に若者対策高等委員会が設立された。それ以前は、若者問題については若者スポーツ省が取り扱っていた。この役所はあまり重要な役所ではなく、主としてスポーツ問題を取り扱っていた。若者問題は、アソシエーション活動の分野だけでしか取り組まれていなかった。一方、強調すべきは、若者問題という特殊問題は、その後、貧困問題と結びついたことである。結局、若者対策高等委員会は、反貧困連帯活動委員会委員のマルタン・ヒルシュに問題検討を依託した。

【フランス政府は若者の失業が爆発することを懸念しており、とりわけ、若者自身が爆発することを恐れている。この20年来、若者は職業生活に入るについての困難さが増大していると感じている。しかし、世間や政治の世界ではまったく最近になってからしか、この問題を意識的に取り上げなかった。2005年に起きた大都市近郊での暴動



エミリオ・ギヨネさん（廣田憲威撮影）

や2006年のCPE（初回雇用契約）法に対する反対運動、また現在の金融危機における若者の置かれた状況の深刻化などは、遅ればせながら、この問題の重要性を認めるものとなった。

実際、若者むけの制度を作る支援は進んでいる。もっとも象徴的な活動は2009年の1月に若者対策高等委員会が設立されたことである。若者問題以前に、若者スポーツ省がとりこんでいたが、この役所はあまり重要な役所でなく、主としてスポーツ中心に取り組む役所であった。若者問題は、民間の非営利的なアソシエーション活動を通じてしか取り組まれていなかったのである。】

1. どのような若者について語るのか？

若者を定義するのは難しい。なぜならば、社会

学者が言うように、今日では若者はだんだん年齢が老けてきており、年寄りはますます若くなってきているからである。

まずいくつかの数字を示そう。15歳から24歳の失業率は非常に増加している。これは若者の不安定雇用契約の一部を構成しているが、非常に増加しており、先進国ではどこでも見られるものである。フランスでは若者失業率はヨーロッパの平均より高い。すなわちフランスの若者の失業率は18%で、ヨーロッパ平均は15.5%である。フランスの若者不安定雇用率は49%で、ヨーロッパ平均では37%である。

重要なことは、大卒などの資格を持った若者と資格のない若者の間の格差が広がっていることである。たとえば高卒と修士課程卒とでは失業率は5対1で高卒の失業が高い。ある。資格のない若者は失業にさらされる率が非常に高く、政府が対応すべきなのはこの人たちに対してである。

雇用の不平等には2つめのタイプはエスニック、外国人労働者の問題である。それはマグレブすなわち北西アフリカ（アルジェリアなど）からの移民の若者問題である。彼らは資格や経歴の点できわめて不利な状況にある。

また、若者問題とは詰まるところ若い女性の問題である。若い女性たちは臨時雇用のケースが多い。一方、男性は両親の家に住んでいることがきわめて多い。また若い女性が、カップルとして同棲して住むことを選択する場合も多い。

一般的に、統計上、財政支援上は、若者とは18歳から24歳、または18歳から25歳を示す。

社会学者のルイ・ショーブルが注目しているのは、ある公開討論の中で、人々が『若者』というのはなによりも学生であったことである。ショーブルによれば、若者には3種類ある。第1は、学生たちである。学生たちの境遇はよい方である。というのは、学生のための数多くの支援措置、優遇措置が法律で作られているからである。第2の若者の種類は、30歳から35歳までの若者で、彼らは安定雇用と住宅が困難なのがその特徴である。第3の若者は35歳から45歳で、彼らは世間にデビューする前に失敗した人たちであり、両親に依存している若者たちである。この若者たちは決して「普通の」大人の生活に組み込まれることはない。

Ⅱ．社会学者の分析

2人の社会学者がフランスのメディアで若者問題について定期的に議論している。つぎに彼らの分析を見てみる。というのは、彼らは十分に一般に言われている議論を代表しているからである。

1．オリビエ・ガランの意見。若者問題は教育制度の責任

オリビエ・ガラン(Olivier GALLAND)はCNRS(有名なフランス研究機関)の研究者である。彼は政府の政策分析を長いことやってきた。本としては『フランスの若者がおびえる理由』がある。

オリビエ・ガランによれば、この若者問題という病は、『フランス共和国のエリート主義』モデルと学校教育の破綻が原因である。ガランの考えでは、学校の失敗という問題は、世論としてはあまり重視されていない。大学教育を始めた若者のうち20%が卒業できない。またとりわけ専門学校でも同じ問題があるが、したがって学校の失敗は若者の態度に深刻な影響を与えている。ガランの見解によれば、フランスの教育制度は教育エリートを作り出す強力なシステムの1つである。しかし、フランスの教育システムは、大多数の若者を成功させることには失敗している。

ガランによれば、もう1つの問題は、学位や資格が物神崇拝の対象となってしまっていることである。学位は社会的ヒエラルキーの中で地位を与える。若者たちが感じているのは、自分たちの将来を自分たちが握っているのではなくて、制度によって指定されてしまうということである。この状況は、フランスの若者をあきらめの気持ちにさせ、超体制順応主義者にしている。

この本で最後にガランはいくつか提案している。ガランが提案していることは、若者自身が考えているやり方で文化革命が必要であるということである。それは現状のきわめて家父長主義的な考え方に対抗するものである。ガランの意見では、若者とは暗中模索したり実験をしたりする段階にいる者たちであり、スカンジナビア諸国のモデルのように公的な支援が必要な存在である。彼が提案しているのは、親が子供(若者)を面倒をみるよ

うにさせる家族手当政策の見直しである。結局、ガランは若者労働契約といったユニークな制度の創設を提案している。この契約によって若者は解雇手当を増やしてもらって次の長期雇用につながるのである。

2. ルイ・ショーブル (Louis Chauvel) の分析

彼にとって問題なのは、前の世代が続く世代を支配することだ。

ルイ・ショーブルは、パリ政治科学研究所の教授である。この研究所はフランスの指導者が多くを輩出している。彼の本としては『世代の運命』がある。

ショーブルにとって、フランスはこの20年の間、社会モデルを維持するために若者を犠牲にしているという。この本質的にこの社会モデルはベビーブーム世代にとって有利なものである。現在55歳から65歳の人々で支配的なクラスにいる人たちが権力総体に関わっている。ショーブルにとって、世代間の戦争というものはない。そうではなくてむしろ「パックス・ロマーナ」のようなものである。つまり、ベビーブーム世代が支配している平和なのである。過去10年間で、公平性の問題に立ち戻って、高齢者の年金者と若い勤労者との間の交渉要求、会社税の増税という議論がされるべきだった。しかし、実際はそうならなかった。このやり方を続けていけば、この社会モデル自体が崩壊する。すなわち、福祉国家は1つの世代から他の世代にうまく伝達させることを保障する能力をもちや持たないからである。

また彼によれば、フランスは、労働の世界に若者を同伴させることを忘れていた。フランスは訓練や修行によって仕事の場を与えようとしてきていない。フランスは若者を労働の世界の外に置くよりも、安っぽい大学制度に置くことを好んできた。フランスの若い学生の例を挙げるならば、教育費は6,500ユーロである。一方ドイツの学生にたいする教育費は10,000ユーロかかる。これはドイツの教育制度の多くは職業訓練が大部分であり、フランスの教育制度では理論教育が好まれているからである。

フランス社会は、家族支援、家族連帯がなければ20年ももたないであろう。より重要なことは、家族連帯がショックアブゾーバー緩衝材の役割を果たしてきたことである。家族の連帯は非常に不平等なものである。とりわけ、家族連帯は労働の価値を崩すものである。家族による支援は必ずしも悪いことには見えない。すなわち若者はもはや労働に結びつかないし、各人は家で居心地がよいということになる。

Ⅲ. 現在の方策

フランスの若者政策モデルは、ヨーロッパにおいては中間的なモデルである。すなわちスκανジナビア諸国の自立的モデルと南欧モデル・地中海諸国の家父長的なモデルの中間にある。北欧モデルは自律原則であり、若者に国家が支援し、若者の自立を早くから促すものである。南欧モデルは家父長主義・温情主義であり、家族が若者を支援するので若者の独立は非常に遅れる。

また若者の困難を緩和するための社会保障には3つの措置がある。この3つの措置は国民全体にも関わるものである。というのは若者労働者むけの個別法・特別法は存在しないからである。

1. 「失業保険」

もっとも必要な措置は失業保険である。過去直近22ヶ月の間に6ヶ月間労働すれば、すべての勤労者は、臨時契約の終了や解雇された場合に、同期間またはそれ以上の期間の間、手取りの80%の手当を受け取ることができる。しかし次第に、失業手当は不安定雇用者の安定的収入になってきている。それは彼らの本意ではない。実際、不安定労働者の多くは、常雇いで働いている。しかし、月々の収入は格差がある。それを失業手当が穴埋めしてるのだ。したがって、失業保険は不安定保険とますます同じになっている。

2. 不安定生活手当

不安定生活手当は1990年に創設された。労働契約が終了すると出される手当である。賃金の10%

である。契約が短期間である場合はあまり問題ない。しかし、6ヶ月や1年の臨時雇用契約にとっては手当の金額が低いことは深刻である。

3. 労働挿入最低所得保障 (RMI)

これは「年寄り若者」しか対象にならない。すなわち25歳以上である。この所得保障は収入のない人また仕事に全然就いていなかった人が対象である。子供なしの単身で月450ユーロである。

2009年以降、このRMIはRSA(積極的連帯所得保障)に取り変わった。このRSAは雇用されていても手当をもらえる。RSAの目的は、手当をもらった人が労働できるように支援することである。現在までのところ、あまりうまく機能していない。というのはRSA手当をもらって、働かないほうが得だからである。この方法はいくつかの地方で実験的に取り組まれたが、雇用に戻ることにについては、はかばかしい結果は得られなかった。その理由はなぜか。(交通費、保育料などの)費用問題である。これは雇用が短期間であったり、給与が低いために負担されないことである。RSAは、その後全国に広がったが、賃金の低い不安定な仕事を生み出したにすぎないと非難されている。

IV. 対案

ボランティアの市民サービスという考えは、ジャック・シラクが、若者の強制的徴兵制度の廃止の後で提案したものであったが、実現化はしなかった。この考えはまもなく日の目を見るであろう。コンセンサスがあるからである。2007年度の大統領選挙の大部分の候補者たちが取り上げた。

1. 政府の方策

重視するのは、学校と企業との交互研修がある。政府は困難を抱えて学歴の低い若者を対象にしている。政府は企業研修に学生を出すことで会社への門戸を広げようとしている。2009年にこの若者進路活性化計画が実行された。15億ユーロが雇用のための財源に充てられ、10万人の若者が2年間の学校と企業間の交互研修契約で働いた。

この計画は、非常に目標を絞ったものであるが限界も見える。あまり批判は起きなかったが、大卒の若者の状況には合っていないし、若者の不安定雇用についても有効性は低かった。一方、また雇用方法は一種の「アナウンス効果」しかもたらさなかったと見られることである。すなわち補助金は専門家教育研修センターに出されるが、たとえばCESI(教育センター)では、その金額は若者にどのような特別訓練をするのかどうかで金額が削減されてしまうようなことがあり、政府が言ったように交互研修教育に都合のよい話では必ずしもなかった。

2. 左翼政党

いくつかの左翼政党は、いずれも若者が自ら教育訓練し自分の職業選択ができるような自立手当の創設を提案している。政党によって提案の中身には違いがある。

一 反資本主義新党 (NPA) の提案

反資本主義新党 (NPA)は困難にある若者たちの多くが最近数ヶ月に結集してできた政党である。党首が若者である唯一の党である。2009年の設立から人数は3倍(3000人から9000人)に増加しており、大部分は若者である。

リーダーのブサンスノは35歳で、フランスの職業政治家という型にはまらない人物で、郵便局で働いている。NPAの提案は、すべての若者に対する自立手当の支給である。金額はSMICと同じ程度として(2009年で正味1050ユーロ)、勉学ができるように、職業訓練が受けられ、自立できるようにするために使われる。

一 社会主義青年運動 (MJS)

多くの若者が社会主義青年運動 (MJS)に加入している。これはCPE(初回雇用契約)反対運動以降である。社会主義者は自立奨学金を提案しているが、その金額は明示していない。MJSはまた、不安定就労契約や臨時労働契約をする会社に対して、罰則を与えるきちんとした法律を作り規制すべきだと提案している。

一 フランス共産党

フランス共産党の計画はより完全でありより野心的である。というのも、共産党の計画は雇用間

題に限定されないからである。共産党の現在の書記局長のビュッフェ女史は、以前、若者スポーツ大臣であった。フランス共産党のプログラムは、また数字をよく使っている。すなわち、若者の教育と最初の雇用探しのために100億ユーロを計画している。これは政府予算の約10倍である。またフランス共産党は、権利という視点から問題を捉えている唯一の政党である。フランス共産党は若者支援の法律の制定を提案している。雇用については、3種類の手当（職業訓練、初回雇用手当、再職業訓練）を提案している。雇用以外ではその移動を支援するために全国の交通を利用するときの若者割引、学生割引を提案している。また新しく議会に若者を送り、現在いる若者議員を支援するという提案をしている。この提案は若者が議会に少ないだけに重要な提案である。さらに住宅、医療などに関していろいろ提案している。

【政府との違いは、左翼政党の計画は、すべての若者を対象にしており、非常に困難な若者だけを対象にしているわけではないことである。

ーフランス共産党（PCF）の提案

若者支援の法律がある。それは雇用の権利、住宅の権利、移動の権利（これは全国を移動しやすいように若者学生むけ割引）、医療の権利（これは疾病保険における若者むけ制度の実施、無料診療の適用）、市民としての行使の権利（これは若者代表を議会に導入すること、すでに議員としていた若者を強化すること。この提案は重要である。というのは、若者代表は少ないからである）、自立の権利などであるまた教育、最初の雇用、再教育訓練のための3つの手当があり、各人に支払われる。

ーフランス社会党の提案（PS）

勉強を継続した個人的計画を実行したい若者に対する奨学金または自立手当の支給。社会党はまた、不安定雇用契約や臨時雇用契約をする企業に対して罰則を与える。】

3. 労働組合

不安定若者世代コレクティブ（CGP）はフランスにおける若者を防衛する唯一の積極的グループであるが、その広報によれば、各労働組合は、この20年間若者問題にはまったく関わってこなかったという。CGP コレクティブは、労働組合が安定した人々の防衛に集中していることを非難している。CGP コレクティブは、労働組合が若者を誤解しているか無関心な態度をとっていること、それは労働組合が若者が違法状態で働いていることを黙認しているからだ、と考えている。今日、労働組合は、若者が非労働組合化しているので組合員数の空洞化が進んでいる。フランスの18歳から30歳までの若者のうち2%しか労働組合に参加していないのだから、労働組合は困惑するだろう。CGP コレクティブから見れば、CGT（労働総同盟、フランスの最大労働組合）がもっとも若者問題に目覚めている労働組合である。実際、CGTは最近、CGT 若者部というセクションを作った。

労働者の力（FO）という労働組合もまた若者部門を持っている。労働組合の提案はそれぞれの左翼政党の提案と類似している。

V. 若者の異議申し立て

代表する部分も少ないし組織化されているものも少ない。とはいっても、フランスの若者は2005年から2006年にかけて動きは広がった。

1. 出来事の流れ

2005年9月に、若者自立組織の代表的組織であるCGP（不安定若者世代コレクティブ）が設立された。研修生たちは街頭でデモをした。若者たちは白いマスクをして顔を隠していた。顔を知られてはいけないということ、自分たちには話す権利がないことを示すためであった。

2005年10月に研修生政策の発表があった翌月、都市周辺での暴動が勃発した。

翌年の2006年2月、3月、4月にかけて、CPE（初回雇用契約）に反対する運動が起きた。この初回雇用契約は、雇用主に対して26歳以下の若者

の労働権侵害を許すものであった。CPEは、2年間の雇用試用期間を設置して、その間、雇用主は正当な理由なくともいつでも解雇できるというものであった。反対運動が拡大するのに直面して、親たちも子供たちを支持して反対運動に参加したので、CPE（初回雇用契約）は、けっきょく廃止された。

2. 不安定若者世代コレクティブ (CGP)

独自の活動をしている。そのインターネットサイトを見ると、CGPは悪質な雇用主を摘発して、企業における研修生の活動を組織している。たとえば、シャンゼリゼ通り的高级店などの研修生たちを組織している。

また雇用問題は住宅問題につながっている。CGPは「暗い木曜日」というアソシエーションを設立して、住む場所問題を告発している。この「暗い木曜日」アソシエーションの活動は次のようなものがある。空き家住宅の占拠、特別高額な住宅の見学、悪い状態にあるアパートで、居住者をいじめている家主に面会するなどのびっくり祭りの開催などである。CGPのメンバーは、現在、空き家占拠や家主に対する訴訟などを行っている。フランスの法律に、「強制住宅法」というのがあり、空き家を住宅困窮者やホームレスに提供するために徴発できる。しかし、それほどは適用されていない法律である。

一不安定若者世代の要求

CGPは、研修生問題は労働法の中で統合的にきちんとその地位を条文化すべきだと要求している。この研修生の地位は、最低賃金、現行の社会保険料をすべて天引きする累進的賃金であることを要求している。研修生の地位に関わる労働争議は、労働裁判所や労働審判所の所管として他と同等に取り上げられるべきである。

この若者の要求は研修生問題に限られているわけではない。もちろん若者の雇用が出発点であるが、それは小さな部分にすぎない。それに継続的な雇用が不安定だという問題は、今日、特別の闘争目標とはいささかもなっていない。その点は日本とは違いがある。

3. この3年間の進展は少ない

2008年1月に、抗議運動の結果、すべての研修生に賃金を支払うという政令が出された。これは3ヶ月以上働く者にSMICの31%よりも少ない金額で、初日から支払う。それ以前の就業期間についてはなんの義務も課されない。現在では、支払い義務は2ヶ月以上からになっている。

今年起きた重要な出来事は、研修生偽装雇用に対する初めての訴訟窓口が労働審判所に設置されたことである。訴えられた企業には、リヨネ銀行がある。事実関係は、3名の研修生が総計14ヶ月の雇用を受けていた。それから正規雇用契約で雇用されて、3ヶ月の試験雇用で再雇用できるとされた。第2回目の試用期間が終わる前日に、リヨネ銀行は契約終了を告げた。

原告の説明によれば、会社側の説明にたいして非常に好意的な解釈をしていた。それが突然乱暴にも試用期間の終了前日に上司に、君の仕事はもうないよと言われた。彼によれば、企業の横暴は、恐怖のシステムを作り上げた。実際、この訴え以降彼は、銀行業界で働くチャンスを全く失ってしまった。彼によれば、商業学校なども銀行のこのやり方の共犯者であり、パートナーといってよい。結局、こうした『あきらめの怒り』を持つ若者を動員組織化することは非常に困難であると彼は述べている。彼は言う。「私自身はもともと非常に個人主義的な考えだった。私は今回のことで、自分の個人主義的対応から脱して、組織化をめざすという生き方をしなければならないと思っている」と。彼は労働審判所で勝ったのでよい機会をもつことができた。裁判の70%で労働者が勝訴している。重要な判例をもたらしている。

結論

結論として2つあげることができる。第1は、フランス社会における若者のイメージに関することである。

フランスの若者は、フランス社会の中で個人主義化しつつある。集団のために取り組むということが少ない。この否定的なイメージは、多くの場合、間違っている。フランスの若者の動員は、目

に見えるものではない。というのも、若者たちは、伝統的なベクトルでは動いていないのであり、政党や労働組合によっては確認できないからである。にもかかわらず若者の動員は存在する。それも新しい形態の下で。受動的な不安定さ以外に、『選択された』不安定さが存在する。それは新しい取り組みの形態で行われる。社会的有用性をもつが賃金の少ない雇用を受け入れること、アソシエーション、NGO その他の事業体で不安定雇用契約をすること、また多くの若者が積極的活動家になっていくこと。こうした若者活動家が間違いなくフランス社会を根底から転換することに貢献しているということは、今日、見えづらくなっている。

第2点は、日本の若者の状況と平行な問題である。フランスの若者の状況は日本の若者に比べて社会保障制度がよいのでそんなに困難でないように見える。しかし、フランスの若者は不安定

な若者の権利を守るための構造をまだ作り上げるには至っていない。日本もそれは同様である。一方、フランスの若者は今日日本の若者が進めていることや、その着想に関心を持つに違いない。物質的賠償は大事なことであるが、フランスでは不安定労働がどんなにか苦痛なことなのかということの認識が深まりつつある。たしかに、社会保障はこうした認識をもたらすものではない。というのも、国家から社会扶助という名目で財政的保証を受け取るということがらだけにとどまらないからである。また企業から、苦痛な労働をしているということで、金銭的保証を受けるだけにとどまらないからである。国家との関係ではわれわれは依存者の状況にある。会社との関係では特殊労働の状況にある。

(2009年6月26日開催)

【質疑応答】

Q 1 2005年の初回雇用契約に反対する若者もいたし、賛成する若者もいたということですが、その理由は何ですか？

A 1 1つは、若い人に左翼もいるし、右翼もいる。若者の属する社会集団には学生がいたり、上級者階級がいたり、まったく仕事に就いていない人もいます。右翼的な人が初回雇用計画に賛成する傾向にあるようだ。

もう1つは、若い労働者で、今まで非常に悪い条件で働いている人が、いわば究極の最悪の選択で、少しでもよくなればいいというようなことで、この雇用契約に賛成するという傾向がある。

Q 2 日本では若者が政治に無関心だが、フランスの2006年の若者の動員には大変印象づけられている。先ほど出たようなフランス共産党や反資本主義党みたいなものが、どこまで若い人の間で支持を受けているか。フランスの若い人たちが、左右どちらのほうに支持をしているのか。

A 2 若い人が共産党や反資本主義新党にもどんどん入っている。特に反資本主義新党はリーダーがすごく若いので、若者を引きつけている。2007年の大統領選挙では、もし70代以上の人がもし投票しなければ、社会党のセゴレーヌ・ロワイヤルさんが当選したであろうといわれるくらいである。つまり若い人はどちらかというところ左派に投票したということがいえる。

ただ、この前のヨーロッパ議員選挙では、よりヨーロッパ全体の環境問題などに積極的な緑の党に、社会党と同じかそれ以上に投票した。

それで、フランスと日本で何が違うのか。どうしてフランスの若い人のほうが、もっと活動に積極的なのかということ、文化の違いとか歴史の違いとかあるだろうが、やはり学校で、批判することを学ぶように教育しているためではないか。例えば、哲学の授業があるし、それからやはりフランス革命の伝統というのも大きいのではないか。

Q 3 フランスの年金構造というのは若者に支えられる、日本と同じように若者に支えられるというふうに考えていいのでしょうか。若者がこんな状態だと、将来的に年金がなくなるような状態になるのではないかと。それからもう1つ、フランスの若者が個人主義化しているということをお話されるが、仲間をあまりつくらないでお話をしないというような傾向であるのかどうか。それと、世代間の対話がうまくいかなくなっているのではないかと。

A 3 第1点ですが、やはりフランスでも若い人たちが年金を支えている。そこで問題なのは、若い世代が十分な賃金を古い世代より持っていないために、この年金システムが支えられないということ。第2点は、フランスの若者は孤立化するというより逆である。むしろ社会に関わっていくというのが非常に強い傾向としてある。いろんなサークルとか、若い人がそういうところに参加していく、ほかのところと結びついていく傾向が強い。

親のほうは、やはり最初は子どものことがよく理解できなかつたりするけれども、だんだん子供の状況などを見ていくと、子どもが働く、若者が働いて労働市場に入っていくといろんな問題が起きる。しかし、それは親が抱えている問題、共通の経験であるので、親子の理解が進む。

それからもう1つは、親としては、自分の子どもだけではなくて、ほかの人の子ども、社会全体の子どもの問題だということ、理解が進んでいくのではないかと。

Q 4 労働挿入最低所得層、RMIがRSAに変わって、働きながらの所得保障を、従来は働いていない者への所得保障であったものが、働

いている者へも保障を広げたいけれども、これは賃金が低い仕事を生み出す効果になってしまっているのではないかと。これは、前の状態を広げたほうがよかったということの意味しているのでしょうか。このRSAになったことが、雇用の安定を生まない、あるいは所得はそう増えないけれども、働かないですませる状態が出てくるという意味なんではないかと。政策の効果が何であるのか。

もう1つ。銀行と学校が雇用問題で共犯者ということになっていると。共犯者になるという意味は、学校と銀行とで若者を排除し、労働市場を監視する仕組みができていくというふうには理解してよろしいのか。

A 4 RMIとRSAの違いは、賃金が500ユーロで手当が450だったら、これは働いたほうがいいということになる。今度変わったのは、働いてもお金をくれるので、上乗せでもらえるという、より賃金、総体の所得が上がるということがメリットである。

2点目は、銀行とか学校だとか地域の業界はみんなツアーカーで、Eメールとかそういうので、労働裁判なんかやったりすると、ブラックリストに載ってしまうという状況がある。

Q 5 研修生の地域は最低賃金、現行の社会保険料すべて天引きする累進的賃金であることを要求しているという、この累進的賃金がよくわからなかったんですが、これは最低賃金と同じものではないかと。

A 5 累進的最低賃金という中身は詳しくわからないけれども、徐々に天引きされる保険料率に合わせて賃金も上昇するということだと思う。